

山梨県小児救急医療体制整備費 補助金交付要綱

医 第 2 5 7 1 号
平成 1 7 年 3 月 1 8 日
一 部 改 正 医 第 9 5 号
平成 1 7 年 4 月 2 1 日
一 部 改 正 医 第 3 0 8 0 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日
一 部 改 正 医 第 7 6 9 号
平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日
一 部 改 正 医 第 9 4 9 号
平成 1 9 年 4 月 6 日
一 部 改 正 医 第 1 2 0 9 号
平成 2 0 年 7 月 3 1 日
一 部 改 正 医 第 8 2 6 号
平成 2 2 年 6 月 1 5 日
一 部 改 正 医 第 4 0 8 7 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

山梨県小児救急医療体制整備費補助金交付要綱

(通 則)

第 1 山梨県小児救急医療体制整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 この補助金は、休日・夜間における全県的な小児救急医療体制を整備することにより、県民の小児救急医療に対する需要の増大に応えるとともに、小児科医不足により生じている諸課題に対応することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 この補助金は、山梨県小児救急医療事業推進委員会が実施する、休日・夜間における全県的な小児救急医療事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。

(申請手続)

第 5 この補助金の交付を申請しようとするときは、別紙様式 1 による申請書を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 6 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払をすることができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、別紙様式 2 による請求書を知事に提出しなければならない。

3 概算払の結果、運用益が発生した場合、返還するものとする。

(交付の条件)

第 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更をする場合には、別紙様式 3 により事前に知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業に要する経費の配分の変更及び経費の増減を行う場合には、別紙様式 4 により事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、以下に規定する変更については、この限りでない。

イ．別表の 1 の各事業相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の変更

ロ . 補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式 5 により知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第 8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、別紙様式 6 による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 7 年 3 月 1 8 日から施行し、平成 1 7 年 1 月 1 3 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 1 7 年 4 月 2 1 日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日から施行し、平成 1 8 年 3 月 3 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 6 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この要綱は、平成 2 0 年 7 月 3 1 日から施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この要綱は、平成 2 2 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この要綱は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

- 1 次の表の(1)、(2)については、第1欄の事業ごとに、第2欄に定める基準額を、(3)、(4)、(5)については、第1欄の事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を、それぞれ選定する。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
(1) 小児初期救急医療センター事業		
運営事業	第3欄に定める対象経費の実支出額から診療報酬等に係る収入額を控除した額	医師等手当、職員給与費、事務費等
施設改修	知事が別途認めた額	施設改修費
(2) 薬剤対応事業		
薬剤事業	第3欄に定める対象経費の実支出額から診療報酬等に係る収入額を控除した額	薬剤師手当、職員給与費、事務費等
(3) 小児病院群輪番制事業		
休 日	ア 診療対象が全県域の病院 (ア)独立行政法人国立病院機構甲府病院 15,120円×診療日数 (イ)その他の病院 41,148円×診療日数 イ 診療対象が一部地域の病院 知事が別途認めた額	医師等手当、職員給与費等
夜 間	ア 診療対象が全県域の病院 (ア)独立行政法人国立病院機構甲府病院 26,460円×診療日数 (イ)その他の病院 41,148円×診療日数 イ 診療対象が一部地域の病院 知事が別途認めた額	
土曜日	ア 診療対象が全県域の病院 (ア)独立行政法人国立病院機構甲府病院 15,120円×診療日数 (イ)その他の病院 41,148円×診療日数 イ 診療対象が一部地域の病院 知事が別途認めた額	
(4) 連絡調整等事業	知事が別途認めた額	会議費、委託費、事務費等

(5) 円滑化事業	知事が別途認めた額	小児初期救急医療センターの円滑な運営に要する貸付基金造成
-----------	-----------	------------------------------

- (注) 1) 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の日(12月29日から1月3日まで)をいう。
- 2) 第1欄の(3)の事業の診療日は、原則として実施時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対 象	時 間
休 日	甲府地区については午前9時から午後6時まで実施するもの、また、富士・東部地区については午前8時30分から午後5時30分まで実施するもの。	
夜 間	甲府地区については午後6時から翌日午前9時まで実施するもの、また、富士・東部地区については午後5時30分から翌日午前8時30分まで実施するもの。	
土 曜 日	甲府地区については午前9時から午後6時まで実施するもの、また、富士・東部地区については午前8時30分から午後5時30分まで実施するもの。	

- 3) 第1欄の(3)の事業のア(イ)の基準額の夜間単価について、山梨県小児救急医療事業推進委員会が本事業を委託する病院において、労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を当直医等に対して支給する場合には、41,148円に19,782円を加算する。

- 2 1の表の第1欄の事業ごとに選定した額について、次の から により算出された額の合計額(のうち富士・東部地区に係る額の合計額及び から のその他の額の合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)に医療提供体制推進事業費国庫補助金の額を加算した額を交付額とする。

1の表の第1欄の(1)及び(2)の事業の場合

甲府地区については1により選定された額から次により算出された額を減じた額

{ 1により選定された額 - (医療提供体制推進事業費国庫補助金に係る小児初期救急センター運営事業国庫補助金のうち甲府地区に係る補助対象経費 × 1/3 (千円未満の端数切り捨て)) } × 1/2

富士・東部については1により選定された額から次により算出された額を減じた額

{ 1により選定された額 - (医療提供体制推進事業費国庫補助金に係る小児初期救急センター運営事業国庫補助金のうち富士・東部に係る補助対象経費 × 1/3 (千円未満の端数切り捨て)) } × 1/3

1の表の第1欄の(3)の事業の場合

1により選定された額から次により算出された額を減じた額

(1により選定された額 - 医療提供体制推進事業費国庫補助金に係る小児救急医療支援事業

国庫補助金の額) × 1/3

1の表の第1欄の(4)の事業の場合

1により選定された額から次により算定された額を減じた額

{ 1により選定された額 - ((4)の事業中国庫補助対象事業に係る補助対象経費 × 1/3 (千円未満の端数切り捨て)) } × 1/2

1の表の第1欄の(5)の事業の場合

1により選定された額に2分の1を乗じて得た額

山梨県知事 殿

補助対象事業者名 印

平成 年度山梨県小児救急医療体制整備費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- | | | | |
|---|----------------------|---|-----------|
| 1 | 補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 経費所要額調 | | (別紙1のとおり) |
| 3 | 事業計画書 | | (別紙2のとおり) |
| 4 | 小児初期救急医療センター事業所要額明細書 | | (別紙3のとおり) |
| 5 | 薬剤対応事業所要額明細書 | | (別紙4のとおり) |
| 6 | 小児病院群輪番制事業所要額明細書 | | (別紙5のとおり) |
| 7 | 連絡調整等事業所要額明細書 | | (別紙6のとおり) |
| 8 | 添付書類 | | |
- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定のあった平成 年度山梨県小児救急医療体制整備費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円
- 2 内 訳

補助金交付決定額	既 概 算 交 付 額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 _____ 銀行 _____ 支店
 預金種別 _____ (当座 ・ 普通) _____
 口座名 _____ _____

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助対象事業者名 印

平成 年度山梨県小児救急医療体制整備費補助金に係る事業変更申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり
変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助対象事業者名 印

平成 年度山梨県小児救急医療体制整備費補助金に係る経費変更申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更して実施したく申請します。

1 変更する金額の内容

	事業名	金額
(変更前)		
(変更後)		

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を具体的に記載した資料
- (2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助対象事業者名 印

平成 年度山梨県小児救急医療体制整備費補助金に係る事業中止（廃止）
申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況が分かる資料
- (2) その他参考となる資料

山梨県知事 殿

補助対象事業者名 印

平成 年度山梨県小児救急医療体制整備費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- | | | | |
|---|----------------------|--------------------------|-------------|
| 1 | 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 経費所要額精算書 | | (別紙 1 のとおり) |
| 3 | 事業実績書 | | (別紙 2 のとおり) |
| 4 | 小児初期救急医療センター事業実績額明細書 | | (別紙 3 のとおり) |
| 5 | 薬剤対応事業実績額明細書 | | (別紙 4 のとおり) |
| 6 | 小児病院群輪番制事業実績額明細書 | | (別紙 5 のとおり) |
| 7 | 連絡調整等事業実績額明細書 | | (別紙 6 のとおり) |
| 8 | 患者数等状況調 | | (別紙 7 のとおり) |
| 9 | 添付書類 | | |
| | (1) | 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本 | |
| | (2) | 小児初期救急医療センター事業人件費等支出明細資料 | |
| | (3) | その他参考となる資料 | |

